

## 議案第 81 号

### 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例の制定について

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 25 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

### 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例

(かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正)

第 1 条 かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年かすみがうら市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

第 22 条第 1 項中「国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 第 5 項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「茨城県が法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体

である場合には、保育士又は茨城県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士」に改める。

(かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年かすみがうら市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「（茨城県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は茨城県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年かすみがうら市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第23条第2項中「修了した保育士」の次に「（茨城県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である場合には、保育士又は茨城県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））」を加える。

第29条第1項、第31条第1項、第44条第1項及び第47条第1項中

「保育士」の次に「（茨城県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は茨城県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

（かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年かすみがうら市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。